

○国土交通省告示第百八十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年三月十六日

国土交通大臣 石井 啓一

第1 起業者の名称 中日本高速道路株式会社及び国土交通大臣

第2 事業の種類

1 中日本高速道路株式会社起業に係る事業

高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線新設工事(伊勢原ジャンクション(仮称)から御殿場ジャンクションまで)及びこれに伴う附帯工事並びに市道、町道、普通河川、農業用排水路及び農業用道路付替工事

2 国土交通大臣起業に係る事業

一般国道138号改築工事(仁杉ジャンクション関連)並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事

第3 起業地

1 第2の1に係る事業

(1) 収用の部分 神奈川県伊勢原市子易字大坪、字中川原及び字南澤地内

神奈川県秦野市寺山字大仙寺、字角ヶ谷戸及び字中丸、菩提字上ノ山、字清水河原、字横手、字花鳥、字ヶ谷戸尻、字政ヶ谷戸及び字與治ヶ谷戸、横野字下開戸、字宮下、字宮ノ子、字山王原及び字押立、戸川字諏訪ノ原、字上開戸及び字松川原、堀山下字宮及び字小ヶ谷戸、堀西字上森戸、字中丸、字下森戸及び字森戸下、三廻部字東耕地、字南開戸、字向山及び字下向山、柳川字李畑、字竹ノ上、字湯ノ上、字堀ノ内、字不動山、字溝ノ尾及び字土橋、八沢字古多部、字土橋、字本八沢、字クネノ内、字橋津部、字清戸、字棚原、字鶴牧田及び字神尾並びに菖蒲字平台及び字道場分地内

神奈川県足柄上郡山北町向原字天狗沢、字高石、字柳沢、字石坂及び字大コロ沢、岸字長畑及び字官野地、山北字芝安戸、字小畑及び字長岩並びに皆瀬川字市間向、字日向山、字猿山、字舟窪、字地藏岩、字沢山及び字寅ノ洞地内

静岡県駿東郡小山町柳島字炭畑、字殿屋敷、字遠茂白及び字附野、湯船字尾崎、字家ノ後、字宮ノ前、字横溝、字坊ヶ沢及び字子り坂、上野字下ノ原及び字諏訪平、中日向字尾尻、字向耕地、字南原及び字西原、大御神字川久保、字尾尻、字木賀及び字木賀の沢、棚頭字上ノ原、用沢字萩窪、字萩塚、字大宗り、字上ノ林、字大堰下及び字上ノ畑並びに一色字宮沢、字兎野、字宮ノ上、字蓬原、字上ノ山、字川原、字堰下及び字井多野地内

静岡県御殿場市上小林字熊倉、字丸、字大平、字南田、字マセクチ、字下大平、字塚上、字一ッ橋及び字向中ノ山、塚原字北大反、字菖蒲沢及び字中ノ山、六日市場字三角畑、字細畑、字萩原畑、字樽地原、字久保畑及び字今中島、柴怒田字大

杉、字向畑、字野中、字坂ノ下久保及び字坂ノ下、仁杉字藤原、字滝ノ尾、字大ソリ、字野中、字才木沢、字長塚及び字矢ケ久保、葉黄沢字土台、字彦左衛門作、字長畑頭、字フケ田、字シケマ、字野添、字鬼ケ原、字海道畑、字大畑内、字長畑尻、字小山、字三枚畑、字元木原、字藤畑、字中尾、字中島通、字内新田、字アラク、字墓所、字林畑、字林頭及び字立道、萩原字立道、川島田字林頭、字山神所、字湯沢平、字中原及び字塚倉、杉名沢字上北沢、字山道及び字瀬戸ノ沢、竈字道下及び字郡内道並びに神場字芹沢、字北原、字上ノ山、字屋敷添、字水上及び字川尻地内

- (2) 使用の部分 神奈川県伊勢原市子易字大坪、字中川原、字南澤、字トゲノ及び字大和田並びに三ノ宮字尾根窪、字澤山及び字高取地内

神奈川県秦野市寺山字地嶽カエリ、字後田畑、字タコウチ、字後林、字後山、字猿山、字道剣山、字大畑ヶ、字高畑ヶ、字上島、字大仙寺及び字角ヶ谷戸、菩提字上ノ山、字清水河原、字横手、字花鳥、字ヶ谷戸尻、字政ヶ谷戸及び字與治ヶ谷戸、横野字下開戸及び字宮下、戸川字松川原、堀山下字宮、堀西字下森戸及び字森戸下、三廻部字東耕地、字下向山及び字柳川境、柳川字李畑、字竹ノ上、字不動山及び字溝ノ尾並びに八沢字本八沢及び字橋津部地内

神奈川県足柄上郡山北町向原字天狗沢、字柳沢、字石坂及び字大コロ沢、岸字長畑及び字官野地、山北字芝安戸、字柳ヶ尾、字赤坂、字熊渡り、字向後畑、字小畑及び字長岩並びに皆瀬川字市間向、字日向山、字古宿及び字舟窪地内

静岡県駿東郡小山町柳島字炭畑、字殿屋敷、字遠茂白及び字附野、湯船字尾崎、字家ノ後、字宮ノ前、字横溝、字坊ヶ沢、字子り坂及び字下原、上野字一沢、字下ノ原及び字諏訪平、中日向字尾尻、大御神字木賀の沢、棚頭字上ノ原並びに用沢字萩窪、字萩塚、字大宗り、字上ノ林、字大堰下及び字上ノ畑地内

静岡県御殿場市上小林字一ッ橋及び字向中ノ山、塚原字菖蒲沢及び字中ノ山、六日市場字三角畑及び字細畑、柴怒田字坂ノ下、仁杉字藤原、字滝ノ尾、字野中、字才木沢、字長塚及び字矢ケ久保、葉黄沢字土台、字彦左衛門作、字長畑頭、字フケ田、字シケマ、字野添、字鬼ケ原、字海道畑、字大畑内、字長畑尻、字小山、字三枚畑、字元木原、字藤畑、字中尾、字中島通、字内新田、字アラク、字墓所、字林畑、字林頭及び字立道、萩原字立道、川島田字林頭、字山神所、字湯沢平、字中原及び字塚倉、杉名沢字上北沢、字山道及び字瀬戸ノ沢、竈字道下及び字郡内道並びに神場字水上及び字川尻地内

2 第2の2に係る事業

- (1) 収用の部分 静岡県御殿場市仁杉字上ノ山、字藤原、字水口及び字岩ノ上並びに中畑字東村地内
- (2) 使用の部分 静岡県御殿場市仁杉字上ノ山、字藤原及び字水口並びに中畑字東村地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断され

るため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

(1) 第2の1に係る事業

申請に係る事業は、神奈川県伊勢原市高森一丁目地内の伊勢原ジャンクション(仮称)から静岡県御殿場市神場字川尻地内の御殿場ジャンクションまでの延長48.0kmの区間(以下「本件高速自動車国道区間」という。)を全体計画区間とする「高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線新設工事及びこれに伴う附帯工事並びに市道、町道、普通河川、農業用排水路及び農業用道路付替工事」(以下「本件高速自動車国道事業」という。)のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件高速自動車国道事業のうち、「高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線新設工事」(以下「高速自動車国道本体事業」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、高速自動車国道本体事業の施行により遮断される市道及び町道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、高速自動車国道本体事業の施行により遮断される普通河川の従来機能を維持するための付替工事は、法第3条第2号に掲げる公共の利害に係る河川に関する事業に該当し、高速自動車国道本体事業の施行により遮断される農業用排水路及び農業用道路の従来機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する排水路及び農業用道路に関する事業に該当する。さらに、高速自動車国道本体事業の施行に伴う附帯工事として行う仮橋の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

(2) 第2の2に係る事業

申請に係る事業は、静岡県御殿場市仁杉字上ノ山地内から同市中畑字東村地内までの延長0.7kmの区間(以下「本件一般国道138号区間」という。)における「一般国道138号改築工事(仁杉ジャンクション関連)並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事」(以下「本件一般国道138号事業」という。)である。

本件一般国道138号事業のうち、「一般国道138号改築工事(仁杉ジャンクション関連)」(以下「一般国道138号本体事業」という。)は、道路法第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、また、一般国道138号本体事業の施行により遮断される市道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当し、一般国道138号本体事業の施行により遮断される農業用水路の従来機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する用水路に関する事業に該当する。

したがって、本件高速自動車国道事業及び本件一般国道138号事業(以下両事業を

あわせて「本件事業」という。)は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

(1) 第2の1に係る事業

道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に規定する会社は、同法第3条第1項の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）と独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）第13条第1項に規定する協定を締結し、国土交通大臣の許可を受けて高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路を新設することができるのとされているところ、中日本高速道路株式会社は、本件高速自動車国道事業について、平成18年3月31日付けで機構と本件高速自動車国道区間の新設に関する協定を締結し、同日付けで国土交通大臣から本件高速自動車国道区間の新設に関する許可を受け、平成28年12月12日付けで機構と協定の一部を変更する協定を締結し、同月14日付けで国土交通大臣から変更許可を受けていることなどの理由から、起業者である中日本高速道路株式会社は、本件高速自動車国道事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

(2) 第2の2に係る事業

起業者である国土交通大臣は、既に本件一般国道138号事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件一般国道138号区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件一般国道138号事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道第二東海自動車道横浜名古屋線（以下「本路線」という。）は、横浜市を起点とし、厚木市、伊勢原市、静岡市等を経て東海市に至る延長約296kmの路線である。

本路線が通過する神奈川県、静岡県及び愛知県（以下「当該地域」という。）は、三大都市圏である首都圏及び中京圏の一部を形成し、港湾法（昭和25年法律第218号）による国際戦略港湾として定められている川崎港及び横浜港、国際拠点港湾として定められている清水港及び名古屋港などの重要な物流拠点を擁するなど、国民経済の観点から重要な地域である。また、本路線と並行する高速自動車国道第一東海自動車道（以下「東名高速道路」という。）は、中部地方と関東地方とを結ぶ広

域的な高速交通を担う路線であることから、物流等に広く利用されており、当該地域のみならず国内輸送の大動脈としての役割を果たしている。

しかしながら、本件高速自動車国道区間に対応する東名高速道路（以下「現道」という。）は、自動車交通量が多く、年間を通じて交通渋滞の発生件数が多いことに加え、交通事故等による通行止めが行われるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたしている状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済み及び供用予定である本路線の他の区間と接続し、仁杉ジャンクション（仮称）で供用予定である一般国道138号（御殿場バイパス）と接続することで、東名高速道路と一体となって、中部地方と関東地方とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが強化され、自動車交通の高速化及び定時性の確保により広域的な利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、現道の機能を補完・代替することから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響について、本件高速自動車国道事業については、都市計画手続において、都市計画決定権者である神奈川県知事及び静岡県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、それぞれ平成8年6月及び平成6年3月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足すると評価されており、騒音については環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁の設置等により環境基準を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成28年3月等に、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に準じて任意で環境影響評価の照査を実施したところ、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については、遮音壁の設置等により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件高速自動車国道事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。また、本件一般国道138号事業については、環境影響評価法等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成28年8月に、同法等に準じて任意で大気質及び騒音について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、同評価等によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における特別天然記念物であるカモシカ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるオオタカ、クマタカ及びハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているホトケドジョウ及びヨツボシカミキリその他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点か

ら重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているタキミシダ及びアキノハハコグサ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているクマガイソウ等、準絶滅危惧として掲載されているエビネ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない又は小さいとされた種以外のものについても、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されると予測されている。主な保全措置としては、オオタカについては、営巣が確認されていることから、専門家の指導助言を受け、モニタリング調査を継続し、人工代替巣の設置等の必要な保全措置を講ずることとしている。クマガイソウ、エビネ等については、生育地が改変されることから、移植等の保全措置を講ずることとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が39箇所存在するが、このうち5箇所については既に発掘調査が完了しており、記録保存を含む適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る34箇所についても神奈川県教育委員会及び静岡県教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、中部地方と関東地方とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの強化を主な目的に、国土開発幹線自動車道建設法（昭和32年法律第68号）に基づく国土開発幹線自動車道として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第1種第2級の規格に基づく4車線の高速自動車国道を建設するとともに、本路線と供用予定である一般国道138号（御殿場バイパス）を連結するためのジャンクションを建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、高速自動車国道本体事業の事業計画は、御殿場市区間及び駿東郡小山町区間については平成6年7月5日に都市計画決定された都市計画と、伊勢原市区間、秦野市区間、足柄上郡松田町区間及び同郡山北町区間については平成8年6月11日に都市計画決定された都市計画と、車線数等を除き、基本的内容について整合しているものである。また、一般国道138号本体事業の事業計画は、平成6年7月5日に都市計画決定され、平成24年2月28日及び平成26年4月22日に変更決定された都市計画と、のり面の形状等を除き、基本的内容について整合しているものである。

なお、高速自動車国道本体事業については、6車線の事業として都市計画決定されているところ4車線の事業として施行されるものであるが、都市計画決定された区域の範囲を基本に、線形、構造形式、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行箇所が決定されていることから、適切なものと認められる。

さらに、高速自動車国道本体事業及び一般国道138号本体事業の施行に伴う附帯工事並びに市道、町道、普通河川、農業用排水路、農業用道路及び農業用水路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、中部地方と関東地方とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを早期に整備することにより物流の効率化等を図るとともに、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長からなる新東名高速道路建設促進協議会より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 神奈川県伊勢原市役所、秦野市役所及び同県足柄上郡山北町役場
静岡県駿東郡小山町役場及び御殿場市役所